

あかの民商ニュース

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
八〇二五〇・六二・七一五八

NO 1757

商売くらし
に役立つ！
全国
商工新聞
月/500円

持続化給付金支援対象拡大

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける中小法人・個人事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える持続化給付金の対象が新たに拡大されました。

- ① 主たる収入を**雑所得 給与所得**で確定申告した個人事業者
- ② **2020年10月～3月**の間に創業した事業者

どちらのケースも、収入が50%以上減少していることが条件です。従来の申請と比べて、提出書類が変わります。

- 申請方法、申請開始日

新たに対象となった方の申請は6月29日より受付開始
申請はインターネット(PC)・スマホから電子申請

給付額最大 100万円

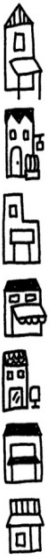
(注) 対象月：売上等が▲50%以上の月
(式) 前年の収入※— (対象月の収入※×12カ月)

※業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限ります

国保減免制度について市に申し入れ予定

新型コロナウイルスの影響による国保減免制度の内容について阿賀野市のHPでは「減免決定後、収入状況が改善したことが明らかな場合は、減免の全部または一部を取り消すことある」と記載されています。

厚労省は「割合以上減収するとみなして減免した後、年間で結果として割合減収になつていながつた場合においても当初から減収を見込みで判断するように示してきたので国は財政支援を行い、減免を取り消すことはない」と述べております。市へ改善を求めるため交渉予定です。



源泉所得税及び復興特別所得税の納付

源泉税の納期特例を受けている事業所は1月～6月までの従業員・役員から預かった源泉所得税を「納期限」までに納めましょう。

納付期限 7月10日

納税証明書その2発行に3日かかる

持続化給付金の申請をするため、月曜日、民商から新発田税務署へいった会員さんが木曜日によやく「納税証明書その2」を発行してもらってきました。

話によると、税務署へ向かう途中(月曜日、火曜日と)自動車がオーバーヒート、ファンベルトが切れる等で阿賀野市内からでることができなかつたそうです。

自動車を修理し、木曜日に税務署へ、新発田市へ行ったら税務署がどこかわからず少し迷つたそうです。

月曜日に行つたつきりどうなつたのかと心配していた事務局でしたが無事持続化給付金申請を行うことができました。



持続化給付金振り込み連絡相次ぐ

6月5日から15日頃までに持続化給付金申請をした会員さんから「通帳に入金されていた」と連絡が相次ぎました。

持続化給付金事務局からメール「(お知らせ)現在の確認状況と今後のご連絡について」が届きマイページで赤枠の案内が消えると入金の前兆のようです。(お知らせメールが届かずに入金された方もいます)

農業申告者も入金

農業申告で持続化給付金申請を行った方も入金されていったと連絡がありました。

労働保険事務組合より

コロナウイルスの影響により労働保険の年度更新が延長されました。新年度の入金通知等は7月20日以降発送となります。

確定概算申告期限は

8月31日までとなりました。

阿賀野民商総会日程決まる

- 日時 7月26日(日) 午後3時から
- 場所 はせ川
- 懇親会費 1000円